

食品ロス削減推進会議
第11回議事録

消費者庁消費者教育推進課

第11回食品ロス削減推進会議

議事次第

日時：令和7年3月19日（水）16:00～17:30

場所：合同庁舎第4号館共用1208特別会議室

1. 開会

2. 議事

- （1）「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」変更案について
- （2）大阪・関西万博における食品ロス削減の取組について
- （3）関係大臣等御発言
- （4）伊東大臣御挨拶

3. 閉会

○消費者庁次長 それでは、定刻となりましたので、これより第11回「食品ロス削減推進会議」を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、消費者庁次長の吉岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、有識者の委員の皆様方には、対面及びオンラインにて御出席をいただいております。

本会議の会長であります伊東内閣府特命担当大臣及び関係省庁の委員の皆様には、会議の後半に参加をいただくことといたしております。

本日の会議につきましては、議題（１）としまして、今月25日に閣議決定を予定しております、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の変更案について、事務局から御報告し、委員の皆様からは、今後の取組に期待することについて、御発言をいただければと考えております。

議題（２）といたしまして、４月から開催されます大阪・関西万博における食品ロス削減の取組につきまして、日本国際博覧会協会及び消費者庁から御報告をさせていただきます。

それでは、議題（１）につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○消費者庁審議官 事務局から御説明をさせていただきます。

議題「（１）『食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針』変更案について」でございます。

資料の１－１を御覧ください。

今回の基本方針の変更は、昨年12月24日の推進会議で御説明したとおり、第１次基本方針が令和２年３月に閣議決定されてから５年が経過し、様々な社会情勢が変化していることを踏まえ、さらなる削減の取組が進むよう、８年前倒しで達成した事業系食品ロス削減目標の変更をはじめ、食べ残し持ち帰りや食品寄附の促進を図ることなどの新規項目の追加、また、各種の政策の拡充を行うものとなっております。

また、本変更案は、昨年12月から本年１月にかけて実施したパブリックコメントの結果を反映したものとなっております。

結果の概要は資料１－４にまとめておりますが、本変更案においては、事業系の食品ロスの削減が進んだ理由を追記すべきという御意見があったことを受け、その理由を「はじめに」の部分に追記をしております。

具体的には、事業系食品ロスは納品期限の緩和や賞味期限の延長など、食品関連事業者をはじめとした関係者及び消費者の不断の取組もあり、2030年度目標を８年間前倒しで達成したと理由を追記しております。

その他、主な御意見として、大量ロスへの罰金制や善きサマリヤ人の法の導入、賞味期限切れ食品を受け取る人は一定数いると思われるなどの御意見がありましたが、今後の業務の参考とさせていただきたく存じます。

資料の 1－1 に戻りまして、改めて基本方針の変更案について、主なポイントを御説明いたします。

資料の上側、目標についてでございます。事業系食品ロスの削減の目標について、2000 年度比で 2030 年度までに半減する目標を、新たに 60%削減する目標として設定することとしております。

また、家庭系食品ロスは、2030 年度を待たずに 50%の削減を早期達成することとしております。

資料の下側、基本的政策でございますが、新規で追加した具体的な項目の主なものを御紹介いたします。

(1) の部分では、食べ残し持ち帰り促進ガイドラインに基づく消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知。

(2) の部分ですと、事業者を集めた情報連絡会を通じた納品期限等に関する商習慣の見直しの周知徹底、また、食品の特性に応じた賞味期限の設定などの食品期限表示の設定のためのガイドラインの改正内容の周知及び取組の促進。

(4) で申しますと、災害時用備蓄食料の廃棄量の実態把握と有効活用検討。

(6) では、食品寄附活動の社会的信頼向上のための食品寄附ガイドラインの普及啓発、また、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定するための仕組みの構築、そして、フードバンク団体等を介した食品寄附を促進するための支援の強化などを記載しております。

本変更案については、本日の推進会議で了承をいただきましたら、3 月末までに閣議決定をする予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日御欠席の郷野委員及びオンラインで御参加いただいておりますが、移動中のため、御発言が難しい竹増委員の御意見を事前にいただいておりますので、順に読み上げさせていただきます。

資料は、参考資料として最後におつけしてございます。

まず、一般社団法人全国消費者団体連絡会の郷野委員の御意見でございます。

現時点の基本方針の変更素案につきまして賛成する立場から、以下のとおり、意見を申し述べます。

事業系食品ロス削減が進んだ理由として、納品期限の緩和や賞味期限の延長など、食品関連事業者をはじめとした関係者及び消費者の不断の取組もありと追記された点、家庭系食品ロスの半減目標については、2030 年度を待たず早期達成と追記された点に賛同いたします。

食品ロス削減の取組は、消費者と食品関連事業者の双方のコミュニケーションによる連携・協働が大切です。それぞれの役割を果たしながら、家庭系食品ロスの半減目標についても早期達成されることを期待します。

今回提案された基本的な方針により、新たな取組が加わり、食品ロスの削減だけではな

く、食品寄附促進、食品アクセス確保の三つの政策を一元的に発信する食の環プロジェクトが始まります。食の環の概念を消費者に分かりやすく伝え、社会の共通認識とするためには、地方自治体や民間事業者への周知をさらに進めながら、先進的な取組や優良事例の情報提供、ロゴマークの利用実態等を目に見える形で共有し、認知度を上げることが重要です。

また、基本的な方針の最後に、実施状況の点検と基本方針の見直しとありますが、定期的な見直しを行い、ブラッシュアップしていくことはとても重要です。

ここに掲げられた食品ロス削減の推進に関する基本的施策がとどまることなく、常に前進していくことを期待しています。消費者としても社会全体で一体的に推進するための理解を深め、周知啓発に努めてまいりたいと思います。

次に、一般社団法人日本フランチイズチェーン協会、竹増委員の御意見でございます。

今回、食品ロス削減の新たな目標が定められ、本目標の達成に向けて取り組んでまいりますが、目標の達成には現行の取組に加えて、さらなる取組が必要です。今後、以下の取組に期待いたします。

1. 食の環プロジェクトとして、食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセスの確保を一元的に発信していくことや、また、食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの策定により、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知を進めることは大変意義深いことです。今後、消費者への周知や取組が進展することを期待するとともに、地域の特性等を生かした食品ロス削減の取組について、国、自治体等と共に検討を進めていきたいと考えています。

2. 今回、食品寄附ガイドラインが策定され、安心して寄附できる環境が整備されることを期待しています。一方で、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定する仕組みの構築や食品寄附に伴う民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講じることを目指すということですが、食品寄附に関連した問題が発生した場合、寄附者に賠償責任が問われる可能性がある限り、フードバンク等への寄附が進まないことが懸念されます。フードバンク団体の認証制度の構築や免責等の法的責任の制度化について、早期の実現を期待しています。

3. 食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、税制上の取扱いの周知について、食品寄附を促進するためには既存制度の周知も重要ですが、フードバンク等へ食品を寄附した法人に対して全額損金額の上乗せによる税制措置の拡充について、要望を行っています。早期の実現を期待しています。

4. ローリングストックは、コンビニでも普及促進に取り組んでおりますので、今後、国、自治体等と連携し、周知徹底を図ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございました。

続きまして、委員の皆様から、本変更案を踏まえまして、今後の食品ロス削減の取組に期待することについて、お一人3分程度を目安に御発言をお願いできればと思います。

恐縮でございますけれども、名簿順に指名をさせていただきたいと思います。

それでは、まず上村委員、お願いいたします。

○上村委員 それでは、私からは教育現場の校長の立場としてお話をさせていただきます。

東京都立多摩高等学校長、上村と申します。よろしくお願いいたします。

このたび、食品ロスガイドラインの制定及び基本方針の変更につきまして、賛同申し上げます。

また、食品ロスの啓発推進に関しましては、教育が大事なところなることを認識しております。重要な課題となっている食品ロスの問題の解決に当たっては、継続的な生徒への教育が欠かせないと考えております。

そういう意味でも、前回から継続して申し上げますけれども、大きな役割を担う栄養教諭の計画的な配置のために必要な予算措置等をお願いしたいところになるかと思いますが、改善されてきていると認識をしておりますので、継続してお願いしたいと思っております。

また、学校現場で活動を活用していくということで、資料を作成いただいているところですので、こちらを教育現場での活用が進むような形になる周知活動も行っていいただくということをぜひさせていただければと思います。

校長として、教育現場にある者として、食品ロスの解決に向けた取組をできる立場として、推進を進めていきたいと私自身も考えておりますので、引き続きどうかよろしくお願い申し上げます。

以上になります。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、末松委員、お願いいたします。

○末松委員 オンラインから失礼いたします。三重県鈴鹿市長の末松でございます。

本方針の改定に当たりましては、国民に最も身近な食に関係するということで、多岐にわたる分野での調整や短期間での作業など、関係省庁の皆様におかれましては、大変な御苦労だったかと思いますが、本当にありがとうございました。

当市におきましては、食品ロスは総合計画の施策の一つとして位置づけ、行政運営に欠かせない取組として実施をしております。

家庭系食品ロスに最も近いのは我々地方自治体でございますので、2030年度までに20万トンの削減目標は、地方自治体にとっての重要課題だと認識をし、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

家庭系食品ロスを削減するために、まずは各家庭の中で食品ロスを意識し、自分がどれだけ食品ロスをしているのか、それはどれだけの価値に相当するのかを認識していただくことが重要であると考え、各御家庭で食品ロスの量を記録していただく食品ロスチャレンジに取り組んでいるところでございます。

昨今、物価高で野菜やお米の価格高騰などが大変大きなニュースとなっております。こ

のような中、食品ロスを意識することがどれだけの節約につながるのかは、国民にとって非常に興味のある関心の高い取組だと感じております。

今後も本方針や各種ガイドラインを参考に、私もこの推進会議のメンバーといたしまして、しっかりと旗振りをし、取組を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いを申し上げます。

私から以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、瀧原委員、お願いいたします。

○瀧原委員 食品産業センター副会長の瀧原でございます。よろしくお願いいたします。

食品ロスの削減の推進に関する基本的方針の変更につきましては、大変重要な課題であり、今回、変更案をお取りまとめたいただいた関係の皆様には敬意を表したいと思っております。

私ども食品製造事業者としても、食品ロスの発生抑制や賞味期限の延長、また、商慣習の見直しなどについて積極的に取り組んで、目標達成に取り組んでいきたいと思っております。

その上で、3点、お願いを申し上げさせていただきたいと思っております。

1点目でございますが、食品寄附や持ち帰りの促進についてでございます。今回策定された食品寄附ガイドラインや食べ残し持ち帰り促進ガイドラインは、関係する事業者、消費者の信頼性の確保に寄与するものであり、大変重要かつ有益なものと考えてございます。ぜひ今後とも普及啓発をお願いいたします。

また、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク、活動団体等を特定するための仕組みを構築することや、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指すことが明記されたことは、食品寄附の促進並びに関係者の活動推進に大変有効であり、ぜひ具体的な施策として早期の制度設計と実施をお願い申し上げます。

2点目でございますが、商慣習など、食品ロス発生抑制の支援、指導でございます。今回、食品リサイクル法基本方針の見直しにより、事業系食品ロスについては、より高い削減目標を目指すこととなります。これまで以上にぜひ行政からの働きかけや御指導をお願い申し上げます。

また、今回の高い目標達成には、消費者の皆様の正しい理解と協力も不可欠です。食品ロスの内容と発生要因を分析した上で、食品ロス削減に関する優良事例などについて、より積極的な情報発信に努めていただきたく、お願い申し上げます。

最後の3点目でございますが、表示の見直しについてでございます。食品期限表示の設置のためのガイドラインの改正につきましては、食品ロス削減の観点と食品の安全性の確保に関する科学的知見に基づく観点とのバランスを確保することが重要でございます。この基本的な考え方が事業者、消費者等も正しく理解され、運用されるよう、周知啓蒙をお

願ひ申し上げます。

私からは以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、野々村委員、お願いいたします。

○野々村委員 野々村です。

食品ロスに係る様々な組織や人のたくさんの意見を基本方針に盛り込んでいただき、ありがとうございます。

変更案でさらに分量が膨大になって、あと、理念的なところから個別具体的なことまで、内容も非常に幅広いですが、改めて見ても一つ一つに無駄がなく、それぞれに各関係者の思いが詰まったものができたのではないかと認識しています。

基本方針に盛り込まれたからには、全ての項目を着実に実現していかないといけないと思うのですが、そのためにはより多くの自治体や現場で実際に働く事業者や消費者に関連する項目を認知してもらったり、それらの項目が方針に入れられた背後にある考えを理解してもらう必要があると思います。そのために消費者庁様をはじめ、施策や基本方針に関しても分かりやすく、丁寧かつ積極的にコミュニケーションを図っていただきたいと思います。

家庭の食品ロス削減については、新たな基本方針の下、目標達成に向けて取組がさらに加速することを期待しています。そのためには、消費者の意識とか、行動の実情や特性を十分に理解して進めていくことが重要だと思っております。それらについての既存のエビデンス、あらゆるエビデンスにしっかり基づきながら、真に効果のある取組が進むよう、期待しています。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、肥田木委員、お願いいたします。

○肥田木委員 日本フードサービス協会の肥田木でございます。

飲食業としましては、とにかくガイドラインをお示しいただきましたので、これをどうやって事業者側に広げていくのかというところに力を注いでいくことになると思います。

1月28日に、関連団体ですが、食の安全・安心財団で、このガイドラインを含めた食品ロスに関してのセミナーを行いました。消費者庁の杉田様、厚生労働省の高橋様にお越しいただいて、皆さんでセミナーを行いまして、160人ほどの参加ということで、非常に関心が高いものだと思っております。

ただし、これから持ち帰れるものが何であるかでありますとか、もしくは持つて帰るときの容器の問題であるとか、いろいろな御意見もありましたので、そういったものを取りまとめながら、毎日しっかりと進んでまいりたいと思っております。

実はここしばらくのテレビの報道とかで、食品の賞味期限、消費期限の安全係数のお話もニュースで出たりしています。いろいろな方々に興味・関心を持っていただければいい

など考えているのですが、その中で食品ロスがワイドショーで取り上げられてしまったけれども、この中では飲食店で持ち帰ることができないのはもったいないと言っておられました。まだまだ持ち帰りのアピールもできていない、もしくは取り組んでいないところも逆にあるのかと思いましたが、そこもしっかり進めていきたい。

ただし、その中でMCの方が我々も常日頃からパックなどを持っていかなければいけないとおっしゃっていたのです。今回のガイドラインの中には、店舗が指定した容器という表記もありますので、その辺の消費者の方々への理解とか、私どももしっかりとお伝えができていないところは、持って帰ることができる容器に限ったことではないですけれども、こういったことも課題になると思いましたが、そのあたりの周知は国を挙げてというところでも、お力添えをいただければと思っています。

今、外食もいろいろな形で展示会などもあるのですが、その中でリテールテックに関する部分でいくと、売上予測でありますとか、客数予測、もちろん天候なども踏まえて、コンビニエンスストアさんでは。当然のことながらやっておられると思うのですが、外食ではそういった形の売上予測に対しての仕込みであるとか、準備がまだまだ今後の課題だと思っています。

ただし、今回、こういったものの導入には非常にコストがかかることもよく分かったものですから、こういったものはどういう形の導入が業界として求められていくのかというところも、会員の各社の皆様の御意見を伺いながら、今後ともしっかりと進めてまいりたいと思います。

最終的には食の環境プロジェクトにつながっていかなければなりませんので、残念ながら食品ロスを出しているところがありますので、ここを従業員のみんなにもしっかりと伝えていって、今後も取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○消費者庁次長　ありがとうございます。

続きまして、村尾委員、お願いいたします。

○村尾委員　全国スーパーマーケット協会の村尾と申します。いろいろとありがとうございます。

今回の基本的な方針変更案ということで、我々としても現状を踏まえ、的確に変更がなされていると感じております。感謝申し上げます。

また、業界団体を通してのいろいろな御発言もいただきましたけれども、我々も流通業界全体の中での仕組みで、今回、事業系食品ロスの目標数を再設定するぐらい順調に進んでいる中で、さらに発注の予測の精度の問題であったり、あるいは発注をして仕入れる側として販売するという流れの中で、より求められるものが高くなると感じておりますので、DX化の推進であったり、その辺の小売業全体としての問題に御支援をいただければと思っています。

また、消費者に対して直接的なところにいるという立ち位置からの家庭用のロス云々と

いう問題では、共に削減をしていかなければいけないのですが、ここのところでは、賞味期限の延長等についても、業界の情報というよりも、国のお力も借りた中で、その辺の消費者の方への理解をより一層深めていただく中で、小売業も取り組んでいることを十分に理解していただくことが、さらに家庭系食品ロス削減につながっていくのではないかと感じております。

法整備が進み様々なことが食品ロス削減に向けて具体的に進んで行くに従って新たな問題が出る可能性が、現場として起こり得ることが十分に考えられますので、そのときに都度迅速な対応をできるような御相談なり、御指導をいただければと思っています。

以上です。

○消費者庁次長　ありがとうございます。

続きまして、望月委員、お願いいたします。

○望月委員　NP0法人POP0LO、フードバンクふじのくにの望月と申します。

まずは基本的な変更案をお示しいたきまして、誠にありがとうございます。

私どもは、フードバンクと生活困窮者事業ということで、ロスとなった食品を頂いて、それを有効活用する立場にございますけれども、事業の実態を申し上げますと、ここのところ、物価高騰、米不足で、それを求められる方が非常に増えている状況でございます。また、同じ理由からお渡しする食品も不足しておりまして、非常に苦しい状況と言わざるを得ないような状況になっております。

私たちとしては、企業さんの食料支援をもっと拡充していただきたいという思いはありますけれども、私たちフードバンク側として受け入れる体制ですが、例えば大きな倉庫だったり、適切な管理体制を整えるとか、そういったものが必要となってくると思います。

そういったところに関しましては、農林水産省さんの補助金とか、こども家庭庁さんの補助金などを利用させていただいて、実施しているところではございます。

また、同時並行で認定制度や、免責制度も速やかに進めていただきまして、安心して企業さんが寄贈できるような体制を構築していただければと思っております。

前回の会議で申し上げましたけれども、基本方針に基づきまして、計画の策定を地方自治体さんが行っているのですが、その促進をお願いしたいところになっております。

私たちNP0の立場としましては、こういった会議体をつくっていただいて、私は好き勝手に御意見させていただいておりますけれども、この場というのは非常にありがたいものだと感じております。ぜひ地域でもこういった協議会とか、会議をつくることを推奨していただければ、我々もそういった地域でもいろんなアイデアとか、社会資源を持っている方とつながることができますので、そういったところもどうか御協力いただければと思います。

また、新しい目標が立てられました。大きい目標だと思いますけれども、引き続き国民の皆さんの運動ということで頑張っていければと思っております。よろしくお願いいたします。

○消費者庁次長　ありがとうございます。

続きまして、米山委員、お願いいたします。

○米山委員　よろしくをお願いいたします。

まず基本方針の改定に当たりまして、フードバンクについて、より幅広く、より深く記載をしていただきましたことを感謝申し上げます。

その上で、今後の取組に期待することについて、発言いたします。

まず国内のフードバンクを取り巻く現状ですが、物価高の影響で経済的に困難を抱える世帯が増えております。結果としてフードバンクへの支援ニーズも拡大している状況がございます。

また、1団体当たりの取扱量が減少するなど、寄附食品の不足が深刻化しております。こちらについては、望月委員が御指摘されたとおりの現状を全国組織としても認識しております。

加えて、弊会の加盟団体に行った調査から、約半分のフードバンク団体は年間予算が500万円未満で、有給スタッフもゼロという大変厳しい状態で運営をしていることが明らかになっておりますので、物価高で増加する支援ニーズに対して必要な支援を届けることが困難な状況がございます。

こうした深刻な課題を解決していくために、今後の取組として次の点に期待しております。

基本方針の14ページ目の調査・研究についてですが、食品寄附を飛躍的に増やすためには、税制優遇制度の拡充が必要不可欠であると考えております。

この点につきましては、日本フランチャイズチェーン協会様からも、本日、全額損金額の上乗せによる税制措置の拡充について、意見書の中で要望をしていただいておりますが、弊会も既存の税制優遇の制度をさらに拡充していく必要があると認識しております。

特にアメリカでは、企業が廃棄よりも寄附を選択するほうが最終的な利益につながるような税制優遇制度が整っておりますので、こうした制度を調査・研究していただきまして、国内へ導入することを期待します。

また、前回の会議でも発言いたしましたが、事業系食品ロスの削減を進める中で、食品企業が保有する滞留在庫が減少した場合に、南海トラフ地震など、有事の食料安全保障にどのような影響が出るのか、調査を行うことも重要ではないかと思えます。

16ページ目のフードバンクの認定制度についてですけれども、基準が低過ぎると、認定の価値が下がりますし、あまりに高過ぎると、認定を受けようとする団体の意欲が削がれますので、認定基準の適切なレベルでの設定をお願いいたします。

17ページ目の災害用備蓄食品の有効活用につきましては、フードバンク団体によっては、圏域をまたいで引き取りに行かなくてはならないなど、大変な状況がありますので、提供をする際の配送コストは、各省庁において予算化していただけないかと考えております。

その他として、フードバンクの取扱量増加には、運営体制強化のための財源確保が必要

不可欠ですので、基金の造成など、財源の確保をぜひともお願いいたします。

最後に繰り返しになりますが、フードバンクを介して食品ロス削減を進めていくには、税制優遇制度の拡充とフードバンクの運営体制強化のための財源の確保の2点が必要不可欠であることを重ねて申し上げます。

私からは以上です。ありがとうございました。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

委員の皆様からの御意見を一通りいただいたところでございます。今後の取組に対する御示唆をいただきまして、ありがとうございました。

基本方針の変更案につきましては、原案どおり御了解いただいたということで、閣議決定に進めさせていただきたいと思いますが、特段御異議ないということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、議題（２）につきまして、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会持続可能性局局長代行兼上席審議役の岡野様から御報告をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

○岡野氏 ２０２５年日本国際博覧会協会の持続可能性局の局長代行をしております岡野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、貴重なお時間を頂戴しまして、本当にありがとうございます。

万博まで残り25日になっております。準備も追い込み段階となっております。ここ1か月ぐらい、メディアでもたくさん取り上げていただいております、認知度も上がってきたと思っております。

私、協会のスタッフのジャンパーといいますか、ユニフォームを着させていただいて、今日はPRを兼ねて発表させていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

資料は共有いただいておりますでしょうか。ありがとうございます。

次のページをお願いいたします。先ほども申し上げましたように、1か月を切って、あと25日というところでございます。

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマにし、一番下のところですが、「未来社会の実験場」をコンセプトとしております。

次、お願いいたします。繰り返しの部分になりますけれども、4月13日から10月13日、184日間ということで開催します。

次、お願いします。会場でございますけれども、大阪市の西の端ですが、大阪湾にございます人工島です。夢洲というところで開催をいたします。

夢洲までのアクセスでございますけれども、1月に新しく完成をいたしました大阪メトロの夢洲駅が鉄道でのアクセスということになりまして、駅から徒歩で来ていただく形のほか、主要駅からのシャトルバスであったり、周辺に駐車場を設けますけれども、こういうところからパークアンドライドということで、バスで来ていただく方法がございます。

想定に来場者でございますけれども、期間中に約2820万人を想定しております。一日平均約15万人の来場者に来ていただくという予測を立ててございます。

次、お願いします。少し見にくいのですが、主なパビリオンの配置図でございます。

中央に円形のものが描かれておりますけれども、これが大屋根リングになります。先日ですが、3月4日に世界最大の木造建築物ということで、ギネスにも登録をされたところでございます。

内側のところに海外パビリオンがございまして、リングの外側のところには国内の民間の企業さんが出展されるパビリオンも配置されております。詳しくはホームページを御覧いただければと思います。

次、お願いいたします。今日は食品ロスの削減についての御報告ですので、関連する飲食の営業施設について、御紹介をしております。

公募によりまして飲食事業者さんを決めております。50を超える業者さんがお入りになる予定になっております。まだ全ては掲載できておりませんが、そのような計画になってございます。

次、お願いいたします。環境の側面からの万博の意義ということで、この万博では将来の脱炭素社会ですとか、循環型社会、自然共生社会、こういうものを見据えまして、先進性、経済性があって、将来、採用可能な技術、仕組みで万博を運営します。

2050年を見据えて開発していくべき技術の展示・実証を実施して、現在の最先端の技術や仕組み、将来の姿を来場者に体験いただくということにしております。

次、お願いします。環境に関する基本的な考え方ですとか、具体的な取組内容としては、EXPO 2025 グリーンビジョンを策定して、そこに記載をしております。2022年度から毎年改定をしております、3月末に最終版を公表する予定でございます。

グリーンビジョンの資源循環・循環経済編の中に食品ロス削減に関する取組内容を記載しております。

次、お願いします。資源循環・循環経済の基本的な考え方とございまして、グリーンビジョンの記載内容でございます。特に食品ロス削減対策の関係につきましましては、赤字で示させていただいております。

食品ロス削減の推進に関する法律ですとか、基本方針などを踏まえまして、法律に基づいた目標を最低限のものとしまして、国内の最先端の取組を参考に取組を行うこととしてございます。一般的に店舗で実施されることが考えられます食品ロス削減対策に加えまして、追加的に対策を実施していく考えでございます。

詳細は、次のページ以降で御説明します。

お願いします。会場の運営関係の資源循環に関する具体的な取組を示させていただいております、プラスチック対策なども含めて全体を示させていただいております。食品対策の部分は、右の赤字のところでございます。

さらに具体的に次のページでお示しをします。

お願いします。食品ロス削減対策の中でも飲食の提供を行う営業参加者等に求める店舗で取り組んでいただく対策でございまして、これは私ども協会自身に取り組むことのほかに、店舗の事業者の皆さんに取り組んでいただくものです。併せて記載をしております。

例えば1番のところですと、廃棄が少なくなるように調達方法ですとか、調達量を管理・工夫して、食材を調達いただくようなことから、赤字の部分を次のページ以降で詳しく御紹介をいたしますけれども、食べ残しのないように、ナッジなどの手法の導入を検討していただきたいこととか、売れ残りそうな弁当等を希望者が簡単に入手できるような仕組みを活用して、食品ロスの削減に努めていただきたいということ、我々がホームページにいろいろな対策例を示させていただいて、それを参考にパーティーやレセプションなども含めまして、食品ロス削減に取り組んでいただきたいことを記載しております。

次のページをお願いいたします。詳細の事例の1番目としての御紹介ですけれども、食べ残しのないように、ナッジなどの手法の導入を検討することです。

これは後ほども御紹介があるかもしれませんが、消費者庁さんで取り組んでいただいている啓発ツールの設置になります。募集をされたデザインを決定されて、そのデザインをもって卓上の三角のポップですとか、ステッカーを啓発資材として会場内の協力いただける事業者さんの店舗の中で設置されるような予定になっております。

次、お願いします。事例の二つ目でございまして、御希望があれば、売れ残りそうな弁当等を簡単に入手できるマッチングをするような仕組みを考えておりまして、その概要を下に書かせていただいております。

会場内で飲食事業者と来場者が無償で使用可能なフードシェアリングサービスになります。飲食事業者は、当日の消費すべき食品ですとか、賞味期限が近くて売れ残りそうな食品について、ウェブ上に出品をいただいて、会場内にいらっしゃる来場者がウェブで購入を行います。店舗で購入、受け取りを行う仕組みになります。

当日消費すべき食品であったり、会場が閉まる直前で売れ残って廃棄されそうな食品に関して、そのロスを削減できればと考えておりまして、現在、システムの最終的な調整を行っておりまして、これは協賛ということでやらせていただくことになっておりますけれども、作成の最終段階にありますので、まもなく公表させていただけることと思っております。

次、お願いいたします。こちらは事例3ということで、協会のホームページでの食品ロス削減の対策例を掲載させていただこうと思っております。

こういうものを参考に、削減の取組が難しいようなパーティーであったり、レセプションのような場面でも、関係の皆さんに参考にさせていただきたいと考えております。例えば事前にメニューの調整をしていただくであったり、食品ロスが出にくいようなメニューを検討いただくようなこととか、例えば一番下の⑥ですけれども、パーティー等の出席者の7割程度の量で十分ではないかという分析結果もございまして、こういったところを考慮いただいて、主催者に提供量を決めていただくことを呼びかけたいと思っております。

ます。

次、お願いします。先ほど11ページ目で取組を御紹介しましたがけれども、その続きになります。こちらはより効果的に食品ロス削減を促すための仕組みでございます。

店舗で具体的な食品ロスの削減対策を事前に協会に計画書のような形で提出をいただくことを考えております。そういうものを参考に、会期中も食品ロスの削減に努めていただきます。

我々は廃棄物のデータとして、都度データを取ることにしておりますので、その排出量なども逆にフィードバックをすることで、より効果的な食品ロス削減対策を取っていただけるように、そのデータを活用していただくことも考えておりまして、会期終了後にはアンケート等を取らせていただいて、全ての結果については、我々が会期後に作成する報告書等で公表する予定にしております。

次、お願いします。最後のページでございます。これまで説明させていただきました対策によりまして、食品ロスの削減を行いたいと考えておりますけれども、対策を実施した上でどうしても排出されてしまった廃棄物に関しましては、全量リサイクルを予定しております。

こちらで推計量を計算しておりますけれども、どうしても廃棄物になってしまうとか、廃棄物として出てきてしまうようなものをなくすということで、リサイクルをさせていただくことになります。

その方法としては、下に三つのポツで書かせていただいておりますけれども、バイオガス化であったり、コンポスト化であったり、あるいは会場の外に運び出しますけれども、堆肥化施設で堆肥化するようなことも考えております。

以上、博覧会における食品ロス削減対策の取組について、御説明をさせていただきました。

間もなく開催でございますけれども、我々はしっかり取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○消費者庁次長 岡野様、ありがとうございました。

続きまして、消費者庁から御報告をお願いいたします。

○消費者庁審議官 それでは、資料2-2を御覧いただけますでしょうか。

博覧会協会の岡野様からも少し触れていただきましたけれども、今回、基本方針の変更案の中にも書いておるのですが、2025年日本国際博覧会や2027年国際園芸博覧会における食品ロス削減対策の取組について普及啓発を図るなど、各種大規模イベント等での対策実施を推進すると、このように明記をしているところでございます。

2025年大阪・関西万博アクションプランにおいて、会場内におけるナッジを応用した来場者向けの啓発活動に取り組み、来場者による食品ロス削減を図ることとしております。

昨年、実際の店舗で実証を行いまして、消費者への訴求力において最も効果的であったデザインを採用しているのですけれども、資料にありますようなデザインで、デジタルサ

イネージであったり、ポスターであったり、あるいは卓上三角ポップ、これは食事をしていただくテーブルの上に置いていただくようなイメージですけれども、そんな形ですとか、あるいはステッカー、SNS用の画像等、普及啓発資材を作成したところでございます。

4月以降には博覧会協会様、あるいは大阪府を通じて営業参加者や大阪府内の飲食店に啓発資材を配布して、デジタル掲示のほか、卓上ポップやステッカーを活用した完食の呼びかけを行うことを予定しているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○消費者庁次長　ありがとうございました。

ここで御質問や御意見などがございましたら、挙手ボタン、あるいは挙手などでお知らせいただければと存じますが、いかがでしょうか。肥田木委員、お願いします。

○肥田木委員　フードサービス協会の肥田木でございます。

今、万博のポップがありましたけれども、もともとのガイドラインのパブコメとかでも協会として出ささせていただきましたが、外食としてはまず食べ切りというところが前提というのはお伝えを申し上げます。

3010であるとか、食べ切りみたいなものでは、全国でどこの自治体も参加をしていらっしゃるけれども、例えばここで食べ切り店に登録をしても、自分たちで掲示できるものがあまりなかったりするものですから、万博だけに限らず、3010とか、食べ切りのポスターみたいなものを今後おつくりいただけるとありがたいと思いましたので、御意見としてお伝えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○消費者庁審議官　貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

今回、資材をつくり出すときにも、今回はイベント会場ということもございますので、持ち帰りではなく、まずは完食をしていただく、食べ切っていただくことを前面に出した形での呼びかけのツールとさせていただいております。

御意見いただいたとおり、今後も引き続きいろいろな形での継続した啓発を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○肥田木委員　よろしくお願いいたします。

○消費者庁次長　ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

政務の関係がございまして、ここで一度中断をさせていただきたいと存じます。政務の方々に入っていただきまして、17時15分に再開をしたいと思っておりますので、お席を外される方は、17時10分頃までに再度着席をお願いできればと存じます。

それでは、恐縮ですが、中断をさせていただきます。

再開後、大臣、副大臣、政務官の皆様が入られます。政務が来られる省庁の皆様には、御自身のネームプレートを取っていただいて、席を御移動いただきますようお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

○消費者庁次長 それでは、先ほど申し上げました時間より少し早いですが、会議を再開させていただきたいと思います。

議題の（３）といたしまして、各省庁から御発言をお願いしたいと存じます。

最初に、厚生労働省の仁木副大臣、お願いいたします。

○仁木厚生労働副大臣 皆様、こんにちは。厚生労働副大臣の仁木博文です。本日は、福岡大臣の代理として出席いたしております。

厚生労働省では、食品衛生法を所管する立場から、昨年７月より有識者による検討会において食品衛生上の留意事項を整理し、12月に消費者庁と連携しまして、食べ残し持ち帰り促進ガイドラインを策定しました。本ガイドラインを周知し、食べ残しの持ち帰りに対する事業者及び消費者双方の意識の変化につなげ、食品ロス削減に貢献したいと考えております。

さらに生活にお困りの方など、必要としている方々に食品が行き届くよう支援を行うことも食品ロスの削減につながるものと考えており、引き続き関係機関への支援と地域における取組を後押ししてまいります。

厚生労働省としても食品ロスの削減は重要な課題と認識しており、第２次基本方針を踏まえながら、関係省庁と連携し、食品ロスの削減に向けた実効性のある取組を進めていく所存です。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、農林水産省の庄子政務官、お願いいたします。

○庄子農林水産大臣政務官 農林水産大臣政務官の庄子でございます。

事業系食品のロスにつきましては、2030年度までに2000年比で半減させるという目標を2022年度に８年前倒しで達成をすることができました。このため、本年３月14日に公表をいたしました食品リサイクル法に基づく新たな基本方針におきまして、2030年度までに６割減とする新たな目標を設定したところでございます。

先ほど御了解をいただきました食品ロスの削減の推進に関する基本方針におきましても、新たな目標を達成いたしますため、DXによる需要予測の導入、納品期限の緩和等の商習慣の見直し、フードバンク団体等への未利用食品の寄附といった食品事業者への取組の促進を図ることとしております。

このほか、新たな目標の達成に向けましては、消費者へのより一層の理解や取組への参画が鍵となります。小売店におけるてまどりに加えまして、これからの時期は歓送迎会等の機会が増えるかと思いますが、外食におけます食べ切り、食べ残し持ち帰りの推進など、食品事業者と連携して、消費者の取組を後押ししてまいりたいと思います。

本省といたしましては、今、申し上げたような基本方針に盛り込まれた施策を着実に実

施し、事業系食品ロス削減に向けた取組を推進してまいります。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、文部科学省の金城政務官、お願いいたします。

○金城文部科学大臣政務官 文部科学大臣政務官の金城でございます。

食品ロスを削減するためには、消費者の意識と行動の変革が大切でありまして、学校教育におきましては、児童生徒が食品ロスの削減について理解と関心を深め、実践する力を身につけるよう取り組んでいくことは重要でございます。

各学校におきましては、栄養教諭を中心に、給食の時間や家庭科などの教科等において、食に関する指導に取り組み、食品ロスを含めた食に関する現代的な課題を取り扱うことを通じて、児童生徒の理解と実践を促しているところでございます。

文部科学省としましては、今年度、児童生徒用教材の改訂を行うなど、食に関する指導のより一層の充実を図ってきたところでございます。

文部科学省としましては、引き続き食品ロスの削減等に資するよう、学校給食の安定的な運営や学校における食育の推進に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、経済産業省の竹内政務官、お願いいたします。

○竹内経済産業大臣政務官 経済産業大臣政務官の竹内でございます。

近年の人手不足に加えまして、エネルギー価格や物価の高騰により事業環境が厳しさを増す中、流通・物流の分野におきましては、食品ロス削減等の社会課題への対応の重要性が今まで以上に増していると認識をしております。

このため、経済産業省におきましては、製造、卸、小売の大手企業が加盟する製・配・販連携協議会を通じまして、サプライチェーン効率化に関する普及啓発を実施し、商習慣の見直しを促しております。

さらに地域主体による食品ロス削減などの資源循環の取組を加速するために、地方公共団体、大学、企業、業界団体、関係機関、関係団体等が参画するサーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップを活用し、モデルケースとなるような地域循環モデルの構築を進めてまいります。

食品ロス削減に関する基本的な方針を踏まえたこれらの対応を通じまして、引き続き取組を進めてまいります。

以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、こども家庭庁、吉住局長が御出席の予定でございましたが、国会対応の都合で源河審議官からお願いをいたします。

○こども家庭庁審議官 こども家庭庁でございます。

こども家庭庁では、生活が困窮する家庭のこども等に対して食事の提供などを行うこども食堂や宅食などに対する支援、具体的には多様な困難に直面するこどもたちが気軽に立ち寄ることのできる食事場所を提供する取組に対して、自治体を通じて行う支援、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者、広域的に運営をサポートする民間団体に対して行う支援などに取り組んでいるところです。

令和7年度予算案では、こども食堂等のこどもの居場所の運営や立ち上げを支援するとともに、支援を必要とするこどもの早期発見・早期対応につなげる取組として、地域こどもの生活支援強化事業を当初予算として計上しております。

本日の基本方針変更案においても、こども食堂等への支援が盛り込まれたことを踏まえ、引き続き消費者庁などの関係省庁、関係団体の皆様とも連携しながら支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、法務省の竹内局長、お願いいたします。

○法務省民事局長 法務省でございます。

本日御了承いただきました食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の変更案におきましては、食品寄附ガイドラインの運用後の食品寄附の実態把握や社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指すこととされております。

このような法的措置に関しましては、変更案にも記載されておりますとおり、事業者の法的なリスクの低減と被害者の保護とをどのようにして両立させるかなどが重要な課題となると考えられます。

法務省といたしましては、今後、法的措置が検討される際には、このような課題につきまして、民事基本法制を所管する立場から必要な協力をしていきたいと考えております。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございました。

続きまして、環境省の角倉次長、お願いいたします。

○環境省環境再生・資源循環局次長 環境省でございます。

食品ロス削減は、ごみの減量化に加え、温室効果ガスの排出削減にも寄与し、消費者の家計負担の軽減にもつながる取組でございます。

家庭系食品ロスにつきましては、年々減少傾向にございますが、2030年度を待たずに削減目標を早期に達成するためには、消費者と自治体の取組が鍵となると考えております。

こうした中で、これまで環境省では、自治体の食品ロス削減に向けた計画策定の支援やフードドライブの手引作成などによる地域の取組の支援、モデル事業なども活用した消費者による飲食店での食べ残しを持ち帰る、mottECO（モッテコ）の取組の創出・普及などに取り組んでまいりました。

今後はデジタル技術も活用したモデル事業等を行い、消費者の食ロス削減行動の効果を定量化するとともに、自治体での食品ロス削減の取組状況、優良事例の公表・見える化等を行い、得られた情報・成果を積極的に発信してまいります。

先月末よりモデル事業の公募を開始したところでございます。新たな基本方針に基づいた取組に早期に着手し、消費者と自治体の取組の底上げ、横展開の輪を地域・全国に着実に広げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○消費者庁次長　ありがとうございました。

それでは、最後に、伊東内閣府特命担当大臣からお願いをいたします。

○伊東内閣府特命担当大臣　皆さん、こんにちは。御苦労さまでございます。消費者及び食品安全担当大臣の伊東良孝でございます。

本日、皆様には、大変御多忙の中、本会議に御出席をいただきまして、心より感謝を申し上げます。

昨年12月の本会議にお諮りいたしました食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の変更素案につきまして、本日はパブリックコメントを踏まえた変更案を委員の皆様にご御了解をいただきました。審議をいただきました委員の皆様には、改めて厚く御礼を申し上げますとともに、今後、速やかにこれを閣議決定いたします。

また、変更案におきましては、各種大規模イベント等での食品ロス削減対策について記載しているところであります。本日は、日本国際博覧会協会及び消費者庁から、4月13日に開幕する大阪・関西万博における食品ロス削減の取組予定について報告したところであります。今後これらの取組が万博のレガシーとなるよう、関係各位におかれましても、御協力、御尽力をいただきたいと思いますと考えております。

本日お諮りいたしました新たな基本方針は、事業系食品ロス削減目標の見直しや食べ残し持ち帰り促進及び食品寄附のガイドラインについての記載など、削減目標の達成年度としております2030年度までの残り5年間に取り組むべき施策を盛り込んだ大変重要なものと考えております。

今後は新たな基本方針に掲げられました目標の達成に向け、政府一丸となって取り組んでまいります。また、食品ロスを削減していくためには、国、地方公共団体、事業者、フードバンク団体、消費者等の多様な主体が連携して取り組むことが不可欠であります。委員の皆様には、引き続き御指導、御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、冒頭、万博について触れましたけれども、たくさんのロスが想定されるところでありますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○消費者庁次長　ありがとうございました。

それでは、本日の会議を終了させていただきます。本日は、お忙しい中、御参加をいただきまして、ありがとうございました。